

地方自治体における市と町のおもな相違点

区分	項目	事象	市の場合	町の場合
社会福祉	福祉事務所	設置影響	設置しなければならない。 市が直接おこなうので、きめのこまかい福祉行政ができる。	設置する必要はない。 府がおこなう。
	生活保護費	財源 生活保護の基準	国 8/10、市 2/10 2級 (1級—京都市、2級—宇治市、向日町、長岡町、3級—その他の市)	国 8/10、府 2/10、町なし。 特に指定した町を除き4級 (向日町は2級)
財政	普通地方交付税	福祉事務所および生活保護に要する経費	生活保護費の市負担 2/10 が基準財政需要額の算定にはいる。	なし。
	特別地方交付税	配分	市分の配分わくの中から配分される。	町村分の配分わくの中から配分される。
	起債	国民年金の還元融資	国民年金の検認率(保険料の納付率)が90%以上に対して融資される。 (厚生福祉施設の建設事業債に適用)	国民年金の検認率(保険料の納付率)が95%以上に対して融資される。 (同左)
選挙	国、府の選挙費委託金		町村とは別の基準で算出される。	市の約%
	選挙運動の期間		市長、市議会議員 10日	町長、町議会議員 7日
税	住民税	個人均等割額	人口5万人以下の市町村 年額 200円 人口5万人以上50万人未満の市 年額 400円 人口50万人以上の市 年額 600円	年額 200円
職員	特別の資格または職名を有する職員	社会福祉主事 社会教育主事補	置かなければならない。 同上	置く必要はない。 置かないことができる。
社会生活	商工会、商工会議所		商工会議所が設置できる。	商工会
	商行為	信用度	市の方が有利といわれています。	
	求人	応募状況	市の方が有利といわれています。	